シ　更生手続等開始の決定書の写し
ス　貸借対照表及び損益計算書
セ　更生手続等開始の決定時以降に定款、役員等の変更があった場合は、当該変更を証明する書類
② 測量・建設コンサルタント等
ア　測量等実績調書
イ　技術者経歴書
ウ　営業所一覧表
エ　登記事項証明書又はその写し（法人の場合）
オ　登録証明書等又はその写し（各種登録規程等法令に基づき登録等を受けていることを証明する書類）
カ　納税証明書その２等又はその写し
キ　財務諸表類（直前１年度分）
なお、令和５・６年度の財務省関係機関の測量・建設コンサルタント等の資格を既に取得した場合は、財務省関係機関が証明した資格等級の写しと申請書（別紙第２号様式）の提出だけで、添付書類（測量等実績調書、技術者経歴書、営業所一覧表、登記事項証明書、登録証明書等、納税証明書その２等又はその写し、財務諸表類）を省略することができる。
⑷ 申請書等の作成に用いる言語等
① 申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語により記載したものは、日本語の訳文を付記し又は添付すること。
② 添付書類のうち金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

4　競争に参加することができない者
⑴ 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条に該当する者
⑵ 次の各号の一に該当すると認められる者でその事実があった後２年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含む。）
① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
⑥ 一般競争参加資格審査申請書若しくは添付書類又は資格審査用データ中の資格決定に関する重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
⑦ 建設工事に係る競争に参加しようとする者（「物品の製造・販売業者等のうち『畳工事』、『厨房工事』、『衛生施設等の工事』に準ずる行為を行う者」又は「建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第１項ただし書の規定により建設業者とみなされる者」を除く。）であって、建設業法第３条の規定による許可及び同法第27条の23の規定による経営事項審査（告示（平成20年国土交通省告示第85号をいう。）第一の一の２に規定する審査基準日が一般競争参加資格の申請をする日の１年７月前の日以後のもの（当該審査の総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であっても、その後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったもので、それぞれ当該事実を証明する書類を併せて提出できる場合は、この限りでない。））を受けていない者
⑧ ⑦に記載する審査を受けている者のうち、建設業法施行規則第21条の４に規定する総合評定値通知（但し、再審査も含め、平成20年４月１日付で改正された基準による経営事項審査の総合評定値通知に限る。）を受けていない者

5　競争参加者の資格及びその審査
⑴ 競争に参加できる者の資格審査は、第３号の窓口において閲覧に供する付与数値表の項目ごとの実数に基づき付与数値を算定し、その合計点をもって行うものとする。
⑵ 競争に参加できる者の資格は、上記⑴の合計点により別記１の区分①に基づいて格付けをする。
⑶ 競争に付そうとする契約の予定価格が、別記１②の範囲（別記１の⑴～⑶の②をいう。）に該当する競争に参加するためには、原則として資格審査において、別記１①（別記１の⑴～⑶の①をいう。）に掲げる等級に格付けされていることを要するものとする。

6　資格審査結果の通知　「等級決定通知書」により通知（郵送）する。

7　資格の有効期間と更新手続　令和５年４月１日以降の資格を付与した日から令和７年３月31日まで有効とする。なお、この有効期間の更新を希望する者は、令和６年度中に令和７・８年度の資格審査の公示を予定しているので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

8　その他　同一業種内での経常建設共同企業体の登録申請及びその構成員が単体企業として行う登録申請については、同時登録を認めない（経常建設共同企業体として登録を希望しない業種については、各単体企業としての登録は可能。）。

別記１　業種別等級区分及び予定価格の範囲［掲載順序　業種の区分　①数値：等級　②予定価格の範囲］
⑴ 総合建設工事
① 1,250点以上　：A
1,100点以上　1,250点未満：B
850点以上　1,100点未満：C
850点未満　：D
② A：72,000万円以上
B：30,000万円以上　72,000万円未満
C：6,000万円以上　30,000万円未満
D：　6,000万円未満
⑵ 総合建設工事以外の工事
① 900点以上　：A
700点以上　900点未満：B
700点未満：C
② A：1,500万円以上
B：500万円以上　1,500万円未満
C：　500万円未満
⑶ 測量・建設コンサルタント等
① 145点以上　：A
85点以上　145点未満：B
30点以上　85点未満：C
② A：1,000万円以上
B：350万円以上　1,000万円未満
C：　350万円未満

○第２号

1　物品の製造・販売等　競争参加資格を得ようとする者の資格の種類及び調達する物品等は、次のとおりとする。
⑴ 物品の製造　①衣類・その他繊維製品類　②ゴム・皮革・プラスチック製品類　③窯業・土石製品類　④非鉄金属・金属製品類　⑤フォーム印刷　⑥その他印刷類　⑦図書類　⑧電子出版物類　⑨紙・紙加工品類　⑩車両類　⑪その他輸送・搬送機械器具類　⑫燃料類　⑬家具・什器類　⑭一般・産業用機器類　⑮電気・通信用機器類　⑯電子計算機類　⑰精密機器類　⑱医療用機器類　⑲事務用機器類　⑳その他機器類　㉑医薬品・医療用品類　㉒事務用品類　㉓土木・建設・建築材料　㉔造幣事業用原材料類　㉕その他
⑵ 物品の販売　①衣類・その他繊維製品類　②ゴム・皮革・プラスチック製品類　③窯業・土石製品類　④非鉄金属・金属製品類　⑤フォーム印刷　⑥その他印刷類　⑦図書類　⑧電子出版物類　⑨紙・紙加工品類　⑩車両類　⑪その他輸送・搬送機械器具類　⑫燃料類　⑬家具・什器類　⑭一般・産業用機器類　⑮電気・通信用機器類　⑯電子計算機類　⑰精密機器類　⑱医療用機器類　⑲事務用機器類　⑳その他機器類　㉑医薬品・医療用品類　㉒事務用品類　㉓土木・建設・建築材料　㉔造幣事業用原材料類　㉕その他
⑶ 役務の提供等　①広告・宣伝　②写真・製図　③調査・研究　④情報処理　⑤翻訳・通訳・速記　⑥ソフトウェア開発　⑦会場等の借り上げ　⑧賃貸借　⑨建物管理等各種保守管理　⑩運送　⑪車両整備　⑫電子出版　⑬その他
⑷ 物品の買受け　①立木竹　②その他

2　資格審査の受付期間　令和７年３月７日まで随時。郵送による受付とする。ただし、持参する場合は行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日は除くものとし、受付時間は９時から12時、13時から17時とする。